

県民防災対策促進イベント実施業務プロポーザル方式選定委員会 審査基準

「県民防災対策促進イベント実施業務」の委託先を、公平かつ公正に選定することを目的として、次のとおり審査基準を定める。

1 審査方法

審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を参考に、県民防災対策促進イベント実施業務プロポーザル方式選定委員会の各委員が下記の各項目について5段階で評価し、各委員の評価点数の合計を各企画提案者の得点とする。

[評価項目・配点]

評価項目	配点
① 実施主体に関する評価	
ア 業務を適切に遂行するノウハウを有し、業務実施に必要な人員・組織体制が確保されているか。	20
イ 過去5年程度に同種のイベント実施実績があるか。	5
② 業務内容に関する評価	
ア イベントスケジュール、会場レイアウト、実施体制について、具体性、実現可能性、効率性のある提案であるか。	10
イ コーナーの企画及びワークショップの講師候補について、工夫のある提案がなされているか。	20
ウ イベント内で実施する内容や広報等について、工夫のある提案がなされているか。	20
エ 展示用パネルについて、災害の恐ろしさを県民に伝えるという目的に合ったものであるか。	10
③ 業務実施に係る経費	
提案内容に対して、適当な見積額となっているか。	5
計	90

[評価の目安]

評価項目	配点	評価の目安				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①	ア	20	16	12	8	4
	イ	5	4	3	2	1
②	ア	10	8	6	4	2
	イ	20	16	12	8	4
	ウ	20	16	12	8	4
	エ	10	8	6	4	2
③	5	4	3	2	1	

2 候補者の決定

- (1) 最低基準点は162点(90点×60%×委員数3人)とする。
- (2) 得点が最低基準点を満たした企画提案者のうち、最も得点の高い1者を契約の候補者として選定する。
- (3) 最も得点の高い企画提案者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を候補者として選定する。最も得点の高い企画提案者の見積額が同額の場合は、委員の協議によって候補者を選定する。
- (4) 最低基準点を満たす企画提案者がいないときは、候補者なしとする。